

厚生年金のパート適用、企業規模要件を撤廃へ

厚生労働省は、厚生年金のパート等の適用範囲について
従業員数の規模要件を撤廃する方針を固めました。

実施時期や具体的な改正案は、年末までにまとめるとのことだ。

現在の短時間労働者の加入要件

- ・ 企業の厚生年金保険被保険者数が101人以上。
- ・ 週の所定労働時間が20時間以上
- ・ 2ヶ月を超える雇用見込みがある
- ・ 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ・ 学生ではない

令和6年10月から、
厚生年金被保険者数が51人以上の企業へ拡大されます。

今回上記の人数要件を撤廃するとされました。

- 勤務先によって社会保険の適用が変わることは中立ではない
- 将来の年金が増え労働者への保障が手厚くなる、とのことですが、
- 企業側の事務負担の増加
- 企業側の保険料折半の経済的負担も懸念されています。

どうしてもデメリットが目がいてしまいますが、皆様はどのように感じられましたか。様々な立場・角度から検討していただきたいものです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。